

## **【事案Ⅱ－５】交通災害入院共済金請求**

・平成 28 年 6 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

交通事故のあった日からその日を含めて 180 日経過後にした入院につき、病気による入院としての共済金のみが支払われたため、当該入院は交通事故を直接の原因とする入院であるとして、交通事故入院共済金額から既払いの病気入院共済金額を差し引いた金額の支払いを求めて裁定の申立てに及んだもの。

なお、当該交通事故の日は平成 25 年 2 月 15 日であり、当該入院は事故後 2 年以上を経過した平成 27 年 6 月 11 日から同年 7 月 15 日までである。

### **<申立人の主張>**

交通事故入院共済金日額 5,000 円から病気入院共済金日額 1,500 円を差し引いた額 3,500 円に入院日数 34 日に乗じた金額 119,000 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 手術は頸椎症の頸椎前方固定術であり、交通事故が原因によるものである。
- (2) 交通事故によるケガの初診時に、別件の裁判を終えたのち手術を行うことが確定していた。
- (3) 異議申立書提出後、被申立人との交渉の中で、「医師の一筆があれば事故扱いで処理する」とのことであったが、被申立人の最終判断は「何月何日に手術を決めていなければ該当しない」となった。この判断に不服である。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立を認めるには次の 2 つの要件が必要である。
  - ①本件入院が本件交通事故を直接の原因としたものであること
  - ②交通事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院であること（180 日要件）を基本としつつ、その期間経過後に開始した入院であっても、この会が認める場合には、事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院とみなすものと定められているところ、このみなし条項に該当すること
- (2) 上記①について、傷病名は、「頸椎症性脊髄症」であり、加齢が原因であって、交通事故を直接の原因とするものではない。
- (3) 被申立人は、上記みなし条項の該当要素として、上記 180 日以内の期間内に「何月何日から入院・手術をすることが確定していること」を必須としている。しかるに、申立人は、平成 25 年 7 月の初診時に、将来手術を行うことが確定していたと

しているが、当該初診時に将来手術を行うことが確定していたとは認められない。  
(4) 被申立人が電話のやり取りの中で、「医師の一筆があれば事故扱いとして処理する」と言ったと申し立てているが、「医師から新たな医証を取得して見直すべき事実を示せば、異議申し立てとして受理し再検討する。」ということである。

### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人及び被申立人から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件の争点は、①本件入院が本件交通事故を直接の原因とするものに該当するか、②本件入院は上記みなし条項に該当するか、であるが、まず争点②について判断する。
- (2) 上記みなし条項の解釈として、被申立人は、事故後長期間経過後の入院にあっては、入院と事故との直接因果関係の判断に困難を伴うことから、上記 180 日要件を満たす入院に限って保障対象とするとの制度設計をした上で、その期間を経過した後に開始した入院であっても、その期間内に将来の入院が具体的に確定しているなど、直接因果関係の存在に疑いがないと認めるべき一定の場合には、「この会が認める場合」として保障対象とするものである、と主張するところ、この解釈は、正当として是認することができる。
- (3) そこで判断すると、まず、本件入院の症病名は頸椎症性脊髄症とされているところ、この症病は加齢変化によるものであって、これを基盤として交通事故による衝撃がひきがねになって具体的な症状が発症し、または増悪することがあり得るが、本件入院が本件交通事故から 2 年以上経過した後に開始したものであることなどを考慮すると、本件入院・手術が事故を直接の原因とするものであることに疑いがないと認めるべき場合に当たるとはいえない。

次に、担当医と申立人において本件入院・手術を行うことをいつ確定したかに関しては、担当医は初診日である平成 25 年 7 月に頸椎症性脊髄症ないし脊髄空洞症の根本的な治療としては外科的手術が適当である旨説明したが、申立人がこれに同意せず、症状の経過や本件交通事故に係る損害賠償請求訴訟の進行を見ていたところ、平成 26 年 8 月に至って、症状の改善が思わしくなく、悪化し始めたことから、本件手術を平成 27 年 6 月に施行することに決めたものと判断され、上記 180 日以内の期間内に本件入院・手術を行うことが確定していたものとは認められない。

したがって、本件入院は、「事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院であっても、この会が認める場合には、事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院とみなします。」とする基準に該当するものとは認められない。